

# 宗像市交通安全計画

(平成24年度～平成27年度)

平成24年7月

宗 像 市

## 目 次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 計画の基本的な考え方                          | 1  |
| 第1章 道路交通の安全                         |    |
| 第1節 交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向           | 2  |
| 1 交通事故のすう勢                          | 2  |
| (1) 交通事故の現状                         | 2  |
| (2) 交通事故の今後の見通し                     | 2  |
| 2 道路交通安全対策の今後の方向                    | 3  |
| (1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進              | 3  |
| (2) 飲酒運転撲滅運動の実施と効果的な指導取締り           | 4  |
| (3) シートベルトの着用の徹底                    | 4  |
| (4) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備                | 4  |
| (5) 官民一体となった交通安全推進体制の確保             | 4  |
| (6) 交通安全教育の推進                       | 4  |
| (7) 救助・救急体制の整備                      | 5  |
| (8) 広報啓発活動の充実                       | 5  |
| 第2節 講じようとする施策                       | 5  |
| 1 道路交通環境の整備                         | 5  |
| (1) 道路の新設・改築による交通安全対策の推進            | 5  |
| (2) 交通安全施設等整備事業の推進                  | 6  |
| (3) 総合的な駐車対策の推進                     | 6  |
| (4) その他の道路交通環境の整備                   | 6  |
| 2 交通安全思想の普及徹底                       | 7  |
| (1) 生涯にわたる交通安全教育の振興                 | 7  |
| (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進               | 9  |
| (3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等        | 11 |
| 3 自転車の安全性の確保                        | 11 |
| 4 道路交通秩序の維持                         | 11 |
| (1) 暴走族追放気運の醸成及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 | 12 |
| (2) 暴走行為をさせないための環境づくり               | 12 |
| 5 救助・救急体制等の整備                       | 12 |
| (1) 救助・救急体制の整備                      | 12 |
| (2) 救急関係機関の協力関係の確保等                 | 12 |
| 6 損害賠償の適正化等                         | 13 |
| (1) 県の設置する交通事故相談所の活動の強化             | 13 |
| 第2章 鉄道交通の安全                         |    |
| 第1節 鉄道事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向           | 14 |
| 第2節 講じようとする施策                       | 14 |
| 1 鉄道交通の安全な運行の確保                     | 14 |
| (1) 鉄道交通の安全に関する知識の普及                | 14 |
| 2 救助・救急体制の整備                        | 14 |
| 第3章 踏切道における交通の安全                    |    |
| 第1節 踏切事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向           | 15 |
| 第2節 講じようとする施策                       | 15 |
| 1 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進                | 15 |
| 2 踏切道の統廃合の促進                        | 15 |
| 3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置          | 15 |

## 計画の基本的な考え方

交通事故をなくし、本市を誰もが安全で安心して暮らせるまちにすることは、市民すべての願いであり、交通安全対策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に立ち、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、本市の交通環境を踏まえつつ、総合的な交通安全対策を講じる必要がある。

市民一人一人の交通安全意識の高揚を推進するため、交通安全に関する教育や普及啓発活動を充実させるとともに、コミュニティ運営協議会・自治会・学校・職場などの身近な地域で交通安全活動ができる環境を整備し、市民総参加による交通安全活動の推進が必要である。また、飲酒運転による痛ましい交通事故を踏まえ、本市においても飲酒運転撲滅の活動を積極的に展開していかなければならない。

本計画は、人優先の構成とし、交通社会を構成する「人」、道路等の「道路交通環境」、車両の安全性の確保等「交通機関」の相互の関連を考慮し、適切かつ効果的な施策を総合的に推進し、「平成27年までに、年間の交通事故による死者数を120人以下にする」という、福岡県が示した目標の実現のため、第9次の福岡県交通安全基本計画の基本的考えに基づき、作成した計画である。

加えて、本計画は「宗像市」の交通事故の現状を勘案し、市内の交通安全対策として今後重点的に取り組むべき施策の方向を示したものである。

道路交通の安全対策については、「高齢者及び子どもの交通安全対策の推進」、「飲酒運転撲滅運動の実施と効果的な指導取締り」、「シートベルトの着用の徹底」、「安全かつ円滑な道路交通環境の整備」、「官民一体となった交通安全推進体制の確保」、「交通安全教育の推進」、「救助・救急体制の整備」及び「広報啓発活動の充実」の8つを重点施策として掲げた。

本計画の施策を強力、かつ、積極的に市民と一体になりながら推進し、悲惨な交通事故の撲滅に努めるものとする。

# 第1章 道路交通安全の安全

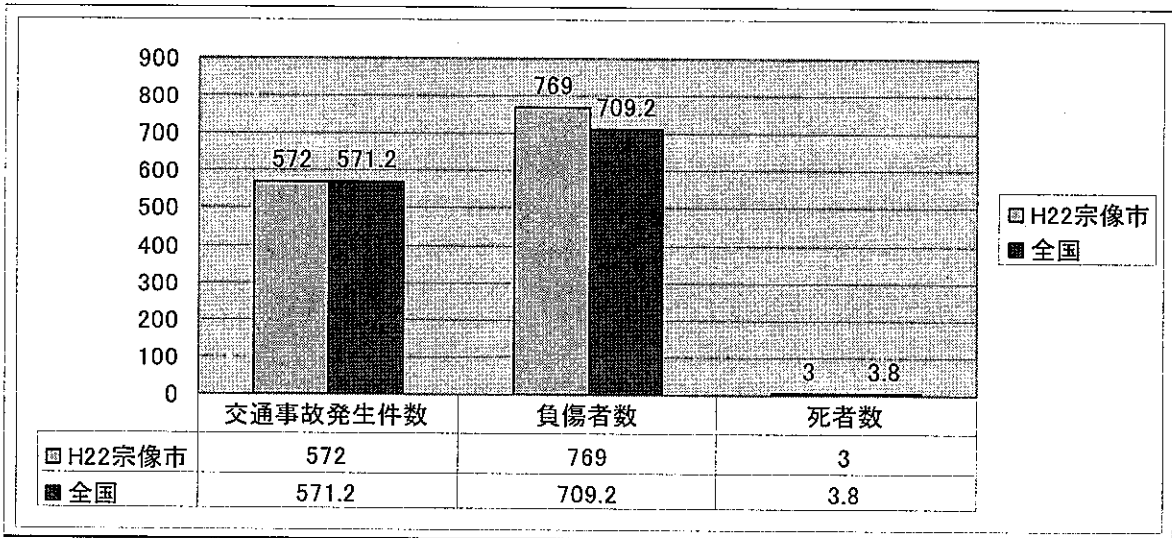
## 第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

### 1 道路交通事故のすう勢

#### (1) 交通事故の現状

当市は近年、免許人口及び車両台数ともに着実に増加しており、市民の行動範囲は飛躍的に拡大してきた。しかし、同時に自動車は生活に必要不可欠なものとなり、まさに「くるま社会」といえる状況を形成している。

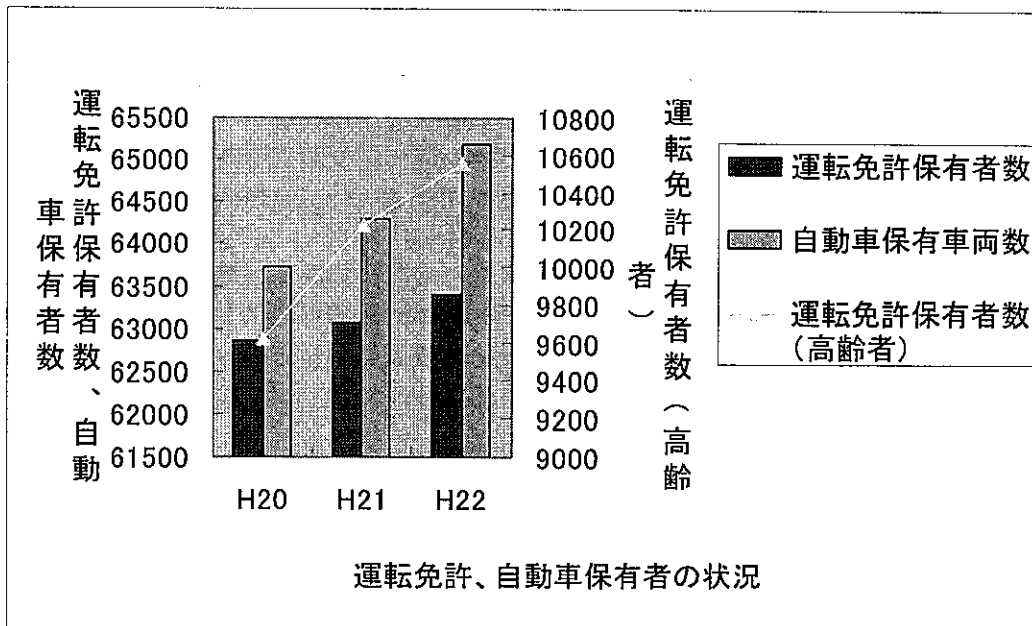
このような状況の中、平成22年中においては、交通事故発生件数572件、死者数3人、負傷者数769人を記録した。これを人口当たりの発生件数、死者数、負傷者数で全国の水準と比較すると、死者数は若干下回っているものの、交通事故発生件数、負傷者数が全国の水準を上回っており（人口10万人当たり；発生件数…全国571.2件、死者数…全国3.8人、負傷者数…全国709.2人）、憂慮すべき状況にある。



#### (2) 道路交通事故の今後の見通し

市内の道路交通を取り巻く今後の状況を展望すると、免許人口、車両台数等は微増ながら今後も着実に増加することが見込まれる。また、このような道路交通の量的拡大に加え、高齢化の進展も今後ますます進むものと思われる。

特に、今後の高齢社会の進展から、高齢者の交通事故死者数は、なお一層増加するものと見込まれ、市内の道路交通事故の状況は、現状よりもなお一層憂慮すべき事態になることが懸念される。



## 2 道路交通安全対策の今後の方向

この厳しい交通事故状況に対処していくためには、今後とも市及び関係機関・団体と市民が一体となって、各種施策を積極的に、かつ、強力に推進していかなければならない。

交通安全対策は、ソフト面・ハード面とも多岐にわたるものであるが、当市においては、8つの重点施策を定め、この状況に対応していくものとする。

### (1) 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進

高齢化の進行に伴い今後とも増加することが懸念されている高齢者の交通事故を防止するには、ソフト・ハード両面からこれを積極的に推進していかなければならない。

ソフト面では、参加・体験・実践型及び地域住民に密着した交通安全教育を推進するほか、各種の普及啓発活動の推進や、反射材の効果への理解及び反射材用品の普及を促進し、高齢者への交通安全意識の普及徹底を図る。

また、高齢者の免許人口の大幅な伸びから、高齢者が加害者となる機会も増えており、既免許保有者に対する自主返納の促進、教育の機会の充実等、高齢者の交通安全対策を推進する。

さらに、ハード面からは、幅の広い歩道、歩車共存道路等の整備、生活ゾーンにおける交通規制の充実等による歩行空間の整備を行うとともに、適切な付加車線の設置、大型化等による見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進し、高齢者が安心して暮らせる道路交通環境づくりを行う。

また、高齢社会の進展と同時に考えなければならないのが少子化の進展である。安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、防犯の観点はもちろんのこと、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められる。

このため、子どもの安全を確保する観点から、通学路等における歩道等の歩行空間の整備を推進する。

## (2) 飲酒運転撲滅運動の実施と効果的な指導取締り

警察と連携し、交通事故に直結する違反及び飲酒運転、交通渋滞を引き起こす違反、悪質・危険性及び迷惑性の高い違反並びに交差点関連違反に重点指向した効果的な指導取締りの実施等を推進する。

飲酒運転は犯罪行為であり、その撲滅は国民総意の願いである。また本県では平成22年においては飲酒運転による事故発生件数337件で全国ワースト1となるなど極めて深刻な状況である。飲酒運転による悲惨な死亡事故も発生しており、当市内において同様の事故が発生することのないよう飲酒運転をしないさせない気運の醸成を図る。

## (3) シートベルトの着用の徹底

自動車乗車中の死者のうち、シートベルトをしていれば助かったであろうと推測される者は、依然として高い割合を占めている。

このことから、後部座席におけるシートベルトの着用、子どもを同乗させる場合におけるチャイルドシートの利用を含め、シートベルトの着用を促進するとともに、その着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、着用の徹底を図る。

このため、官民一体となって、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や積極的な広報活動を展開するとともに、シートベルト着用義務違反に対する指導取締りの強化を徹底する。

## (4) 安全かつ円滑な道路交通環境の整備

依然として多発傾向にある交通事故や交通渋滞・交通公害等を防止し、安全で円滑な交通環境を確保するためには、道路交通環境の整備を重点的に推進する必要がある。

具体的には、交差点及びその付近を始めとする事故多発地点について重点的に対策を講じるとともに、信号機の高度化、道路標識及び道路標示等の交通安全施設等の整備を推進する。

また、道路の面的整備等と交通規制を組み合わせたコミュニティ・ゾーンの形成、歩道及び自転車歩行者道等の整備を推進する。さらに、阪神淡路大震災、福岡県西方沖地震、東日本大震災等の教訓を踏まえて、災害に強い道路及び交通安全施設等の整備並びに的確な交通規制の実施等災害時における交通安全を確保するための施策を推進する。

## (5) 官民一体となった交通安全推進体制の確保

総合的な交通安全対策を推進するためには、行政と民間団体の連携により交通安全推進体制を一層強化する必要がある。交通安全対策に関する行政機関及び民間団体間の連絡協議の場の設置や、官民の交通安全に関する情報提供体制の整備、交通指導員制度の充実等を推進することにより、官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化するとともに、地域社会における住民参加型の活力ある交通安全活動の推進を図る。

## (6) 交通安全教育の推進

交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を推進するため、幼児から高齢者に至るまでそのライフステージに応じた一貫性のある交通安全教育を推進する。

また、家庭、学校、職場、地域等の教育相互の有機的な連携を図るとともに、指導者の養成・確保、教材等の充実、参加・体験・実践型教育の普及を推進する。

なお、運転者教育に関しては、安全に運転しようとする意識の育成及び危険予知・回避能力の向上を推進する観点から、免許取得後の再教育等の充実を推進する。近年の健康志向等から自転車利用者は増加の傾向にある。自転車が車両であるという意識の定着等、自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。

#### (7) 救助・救急体制の整備

関係機関と連携し、プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の一層の充実を図る。また、交通事故による負傷者の救命率を向上させるためには、事故現場に居合わせた関係者等による迅速、適切な応急手当が必要不可欠であり、心肺蘇生法等の応急手当の一層の普及に努める。

#### (8) 広報啓発活動の充実

現代の情報化社会において「広報啓発活動の充実」は、各種施策を推進させる必要不可欠な要素であり、大きな原動力となることを踏まえ、各種キャンペーンを始め、高齢者の交通事故防止、シートベルトの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止、運転中の携帯電話使用禁止、違法駐車排除等について関係各機関における積極的な広報啓発活動の充実を推進する。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 道路交通環境の整備

##### (1) 道路の新設・改善による交通安全対策の推進

###### ア 道路交通環境の整備

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築事業を推進する。

- (ア) 歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を推進するため、既存道路の改良事業を推進する。
- (イ) 交通事故の半数以上が交差点及びその付近で発生していることから、交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を推進するための、交差点改良を推進する。
- (ウ) 一般道路の新設・改築にあたっては、交通安全施設についても併せて整備することとし、道路標識、道路照明、防護さく等の整備を推進する。
- (エ) 鉄道駅周辺等では自転車駐車場（原動機付自転車の駐車も含む。）の整備を推進する。

###### イ 災害発生等に備えた安全の確保

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、阪神淡路大震災、福岡県西方沖地震や東日本大震災を踏まえ、道路構造物の補強等による耐震性の向上及び落石防止、浸水対策等に資する施設を整備するなど各種防災対策を推進する。

###### ウ 地域に応じた安全の確保

交通の安全は地域に根ざした課題であることにかんがみ、沿道の地域の人々のニーズや道路の利用実態、交通流の実態等を把握し、その特性に応じた道路交通

環境の整備を推進する。

(2) 交通安全施設等整備事業の推進

交通事故の多発している道路その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、交通安全施設等を次の方針により整備を推進する。

ア 事故多発地点の重点的整備

(ア) 自動車交通の安全と円滑を確保するため、事故多発地点のうち緊急度の高い箇所について、交差点改良、視距の改良等の整備を推進する。

また、道路の構造等に応じて、バス路線等における停車帯の設置及び防護さく、道路標識、道路標示、区画線等の交通安全施設等の整備を推進する。

(イ) 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識、道路標示等の交通安全施設等の整備を推進する。

イ 高齢者等の社会参加を支援する歩行空間等の整備

(ア) 高齢者、身体障がい者等の社会参加の機会の増大にも対応して、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に「平坦性が確保された幅の広い歩道」や自転車駐車場の整備等を推進する。

(イ) 児童・幼児の通行の安全を確保するため、歩道等の整備、押ボタン式信号機、横断歩道等の拡充により、通学路、通園路の整備を推進する。

ウ 災害に強い交通安全施設等の整備

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても安全な道路交通を確保するため、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。

(3) 総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

ア 違法駐車排除気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、市民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図り、市民の理解と協力を得ながら、違法駐車排除気運の醸成・高揚を図る。

特に、近年、郊外団地等で問題となっている、道路を車庫代わりに使用又は長時間駐車する行為（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年6月1日法律第145号）第11条に該当する行為）に対しては、それが単に通行の妨げとなるばかりではなく、地震や災害時における消火・救急活動の大きな妨げとなる事実を広報啓発活動の中で訴える。また、地域住民による自主的防止活動に対し関係機関・団体と密接な連携を図る。

(4) その他の道路交通環境の整備

ア 道路使用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、極力これを抑制する方針の下に適正な許可を行うとともに、道路使用許可条件の履行、占



用物件等の維持管理の適正化を図る。

(イ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事等については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故を防止するため、極力これを抑制するとともに、計画的な占用工事等の施行について合理的な調整を図る。

イ 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき迅速かつ的確に通行の禁止又は制限をする。

ウ 自転車等駐車対策の推進

(ア) 自転車等の駐車対策については、その総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号）による施策を総合的に推進する。

このため、自転車等の駐車需要の多い地域及び今後駐車需要が著しく多くなることが予想される地域を中心に自転車駐車場の整備を推進するため、交通安全施設等整備事業、都市計画事業等による自転車等の駐車場整備事業を推進する。

(イ) 駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市、道路管理者、鉄道事業者等が適切な協力関係を保持する。また、これにより、用地提供について鉄道事業者の積極的な協力が得られるようにし、効率的・総合的な自転車等駐車場の整備を推進するとともに、地域の状況に応じ、条例の制定等による駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

(ウ) 自転車利用者に対し、その社会的な責任の自覚を求めため、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を行い、その徹底を図るよう努める。また、関係団体による正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を支援する。

## 2 交通安全思想の普及徹底

### (1) 生涯にわたる交通安全教育の推進

自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針として、心身の発達段階、道路交通への参加の態様等に応じた豊富な教育機会を確保するとともに、幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた体系的な交通安全教育の推進及び家庭、学校、職場、地域等で行われる教育相互の有機的な連携を図る。特に近年の健康志向から自転車利用者は増加の傾向にあり、自転車が車両であるという意識の定着等、自転車利用者に対する交通安全教育を推進する。

また、指導者の養成・確保、教材等の充実を図るとともに、参加・体験・実践型の教育方法の普及に努める。

#### ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全の決まりを理解し、進んで決まりを守り、安全に行動できる習慣や態度を身に着けることを目標とし、

幼稚園・保育所、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

幼稚園及び保育所においては、幼児の発達段階や地域の実情に応じ、幼児の特性に十分配慮するとともに、家庭及び地域における関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて保護者を巻き込んだ交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。これらを効果的に実施するため、紙芝居や腹話術、視聴覚教材等を利用するなど分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員、保育士等の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進する。

また、家庭における適切な指導、交通安全についての積極的な話し合い等が行われるよう広報啓発活動等を推進する。

#### イ 児童生徒等に対する交通安全教育

小学校、中学校及び高等学校の児童生徒に対する交通安全教育は、自他の生命尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達段階や地域の実情に応じて、日常生活における交通安全に必要な事柄を理解し、身近な交通環境における様々な危険に気付いて常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度や能力を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず他の人々や社会の安全に自主的に貢献できる健全な社会人を育成することを目標として、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえつつ、学校、家庭、地域等の連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。

また、家庭における交通安全に関する話し合い等が行われ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践が習慣付けられるよう広報啓発活動等を推進するとともに、交通安全に関する地域活動の積極的な推進に努める。

#### ウ 青少年及び成人に対する交通安全教育

運転者については、地域・職場における各種講習会や安全運転を具体的に教える体験的・実践的な講習会を積極的に開催するほか、民間交通安全団体と連携して、歩行者及び自転車利用者の保護、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底、著しい速度超過、飲酒運転等死亡事故に直結するおそれの高い悪質・危険な運転や違法駐車等の防止等を中心に自発的な安全行動を促すことにより、運転者としての社会的責任を自覚させる。

特に、二輪車運転者については、交通安全意識の高揚と交通安全活動への積極的な参加を促進するため、関係機関・団体等が連携して、二輪車の安全に関する各種情報の提供、自主的な訓練への協力、クラブリーダーの育成等を推進する。

自動車使用者等については、安全運転管理者、運行管理者等に対する法定講習を始めとする各種研修会の充実を図るほか、企業及び事業者団体の自主的な事故防止のための活動等を促進して、企業内における安全管理の促進を図る。

地域においては、交通指導員を始めとして、交通安全協会等の交通安全機関・団体の活動及び自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の交通安全のための活動に対して、積極的な指導協力を行い、それらの活動を通じて、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、交通安全意識の高揚を図る。

また、青年、成人等を対象とした学級・講座などにおける交通安全教育の促進を図るなど公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、PTA、コミュニティ運営協議会、自治会等による実践活動を促進す

る。

## エ 高齢者等に対する交通安全教育

人口の高齢化の進行に対応し、高齢者に対する交通安全教育を推進するため、国及び地方公共団体は、高齢者に対する交通安全指導担当者の養成、教材・教具等の開発など指導体制の充実に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。また、関係団体と連携して、高齢者交通安全教室等の開催、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育の実施、特に、家庭における交通安全についての話合いの促進等を図る。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材等の活用等交通安全用品の普及にも努める。

また、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の高揚を図るため、老人クラブ等における交通安全組織の設置、交通安全教育指導者の養成等を促進し、これらの団体が、各自治会等の関係団体と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう指導を行う。

身体障がい者については、地域における福祉活動の場を利用するなどにより、交通安全教育を行う。

## (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

### ア 交通安全県民運動の推進

市民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるための市民総ぐるみの運動として、交通事故をなくす福岡県県民運動本部を中心とした、交通安全運動を、次の方針により組織的・継続的に展開するとともに、その活性化を図る。

- (ア) 高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅、シートベルトの正しい着用の徹底、若者の交通事故防止、子どもの交通事故防止、自動車及び二輪車の運転者としての社会的責任の自覚の徹底、違法駐車等の排除、自動車の安全利用の促進、自転車利用者のマナー向上等を目標とする。
- (イ) 市が国、県、交通安全関係団体等と一致協力して、春・夏・秋・年末年始の交通安全県民運動を中心として、市民各層の参加の下に、幅広い運動を展開する。また、交通事故等の実態を踏まえ、市と交通安全関係団体等が一致協力して、それぞれの地域の実情に即した交通安全運動を展開する。運動の実施に当たっては、創意工夫を凝らし、地域住民の自主的な参加を得て、活発な諸活動が有機的な連携の下に効果的かつ継続的に行われるよう配慮するものとする。
- (ウ) 運動の趣旨を県民一人一人に浸透させるため、市が国、県との緊密な連携の下に活動及び推進体制の強化を推進する。

### イ 「安全安心の店宣言」運動の推進

市民の飲酒運転撲滅に向けての取組みから派生した「安全安心の店宣言」運動の更なる推進を図り、参加店舗の拡充、市内の飲酒運転撲滅気運の拡大を図る。

### ウ シートベルトの着用の徹底

自動車乗車中の死亡事故においてシートベルト非着用者が高い割合を占めていること等を踏まえ、後部座席におけるシートベルトの着用、子どもを同乗させる

場合におけるチャイルドシートの利用を含めたシートベルトの着用推進を図るとともに、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、正しい着用の徹底を推進する。

このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発活動や、各種の広報媒体を通じた積極的な広報活動を展開する。また、教育・広報等と取締りを組み合わせた着用推進対策等、シートベルトの効果的な着用推進対策について検討・推進する。

#### エ 交通の安全に関する広報の推進

市民一人一人の交通の安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、関係団体等が、密接な連携の下に、家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態を踏まえ、かつ、日常生活に密着した内容の広報を、それぞれの場に応じた広報媒体を活用して、次の方針により計画的かつ積極的に行う。

- (ア) 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者の交通事故防止、飲酒運転の撲滅、シートベルトの正しい着用の徹底、若年運転者の無謀運転の防止、違法駐車排除、自転車利用者のマナー向上等を推進する。
- (イ) 社会の基本的単位であり、交通社会において立場の異なる者で構成されている家庭は、交通安全に果たす役割が極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、市や各自治会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かい広報の充実を努め、子ども、高齢者等を交通事故から守るとともに、暴走運転や無謀運転を追放する。
- (ウ) 民間団体の交通安全に関する広報活動を援助するため、市は、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、市民総ぐるみの運動の盛り上げを推進するため、報道機関の理解と協力を求める。

#### オ その他の普及啓発活動の推進

上記に掲げるもののほか、次のような普及啓発活動を推進する。

- (ア) 市民の交通マナーの向上を推進するため、交通事故をなくす福岡県県民運動本部が制定した、マナーアップふくおかキャンペーンシンボルマーク及び高齢者の交通事故防止に関する市民の意識の高揚を推進するため、そのシンボルマークとしての高齢者交通安全マークの積極的な普及・活用を推進する。
- (イ) 夜間における歩行者及び自転車利用者等の交通事故防止に効果的な反射材についての理解の促進及び反射材用品の普及を、参加・体験・実践型等の交通安全教育、広報等を通じて行う。
- (ウ) 運転者及び歩行者が、利用している道路の事故発生状況を認識できるよう事故多発地点の公表を行う。
- (エ) 自転車利用者のマナーの向上を図り、自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者に配慮した歩道通行、無灯火走行の防止等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を推進する。
- (オ) 自動車の安全装置の使用方法等について、正しい知識の普及促進に努めるとともに、自動車の点検整備等に対する重要性について、様々な活動を通じて普及を図り、自動車使用者の保守管理に対する自己責任の醸成に努める。

### (3) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進等

地域に根づいた交通安全活動を推進し、自主的な交通安全活動の展開を推進するためには、行政主体の活動だけではなく、地域における主体的な交通安全事業の奨励及び支援・推進体制の充実が必要である。これら地域民間組織における主体的な交通安全活動の役割の重要性にかんがみ、交通安全を目的とする地域民間交通安全団体については、これらの団体が行う交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する支援並びに交通安全に必要な資料の提供活動の充実のための指導を強化し、その主体的な活動及び団体相互間の連絡協力体制の整備を促進するとともに、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等の民間団体等については、交通安全教育、広報活動等それぞれの立場に応じた交通安全のための諸活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、春・夏・秋・年末年始の交通安全県民運動等の機会を利用して働き掛けを行う。

また、交通安全対策に関する行政及び地域民間団体間の定期的な連絡協議の場の設置や、官民の交通安全に関する各種情報の集約・提供体制の整備を推進することにより、官民及び団体相互間の連絡協力体制等の強化を図り、官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全に関する市民総ぐるみの運動の展開を推進する。

なお、高齢者の交通死亡事故が多発しており、これを防止する観点から、行政と地域・交通安全関係団体等が一体となった高齢者交通安全対策推進組織の設置に努めるとともに、これらの組織の活発な活動の助長を図るための情報提供等の支援策及び施策を行う。

さらに、交通の安全は利用する人の視点に立ってとらえられるべき課題であることから、良好な道路交通環境をつくりあげるために、通学路点検を始めとして、地域の人々や道路利用者が主体的に参加する「安全総点検」を推進する。

また、交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、安全で良好なコミュニティの形成を推進するために、交通安全対策に関して住民が計画段階から施策全般にわたり積極的に参画できるような仕組みをつくり、行政と市民の連携による交通安全対策を推進する。

## 3 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保するため、TSマーク保険制度及びSGマーク制度の普及に努める。

また、関係団体の活動、交通安全に関する教育及び広報活動等を通じ、自転車利用者に対して、日本工業規格等に適合した自転車を利用し、定期的に自転車安全整備店において点検整備を受けるよう呼び掛けるなど安全意識及び点検整備意識の徹底を推進するとともに、児童生徒が利用する自転車の点検整備について、引き続き、関係団体の積極的な協力を求める。

また、市民生活の24時間化とこれに伴う夜間交通量の増大により、夜間における交通事故が増加傾向にあることから、自転車の被視認性の向上に効果のある反射器材(後部・側部)の普及・促進を推進する。

## 4 道路交通秩序の維持

暴走族による各種不法事案を未然に防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、次の暴走族対策を強力に推進する。

(1) 暴走族追放気運の醸成及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高めるため、暴走族を許さない社会環境作りと広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等における青少年に対する適切な指導の実施等を促進する。この場合、暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性にかんがみ、青少年育成団体等との連携を推進するなど青少年の健全育成を推進するという観点から施策を推進する。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族のい集・走行場所として利用されやすい施設等の管理の徹底を図り、暴走族をい集・走行させないための環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が協力し、暴走行為ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

## 5 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、関係機関と連携し、次の施策を講じ、救助・救急体制の整備・拡充を推進する。

ア 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を期する。

イ 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制を推進する。

ウ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を推進するため、教育訓練の充実を一層強力に推進する。

エ 応急手当の普及啓発の推進

交通事故による負傷者を救命し、社会復帰させるためには、早い119番通報と事故現場に居合わせた市民による迅速かつ適切な応急手当が重要な役割を担っている。

それには、心肺蘇生法及びAEDの使用等を含めた応急手当の知識、実技の普及を図るため消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関が、応急手当の資料の作成・配布、講習会の開催等を行うとともに、救急の日、救急医療週間等のあらゆる機会を通じて積極的に広報啓発活動を推進する。

さらに、学校においては、中学校、高等学校の教科「保健体育」で、止血法や包帯法、心肺蘇生法及びAEDの使用等の応急手当について指導の充実を図る。

(2) 救急関係機関との協力体制の確保等

救急医療施設への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急病院、消防機関等の関係機関と緊密な連携、協力関係の確保を推進するとともに、救急病院への受入れ、連

絡体制の明確化等を図る。

また、救急現場において医師から直接、指示を受けるため、救急自動車の携帯電話で医師と救急隊員がホットラインにて連絡を取れる救急体制を構築する。

## 6 損害賠償の適正化等

### (1) 県の設置する交通事故相談所の活動の強化

県の設置する交通事故相談所の業務については、次の措置によりその充実強化を図る。

- ア 地域における交通事故相談活動を充実するため交通事故相談所の相談業務の充実を推進するとともに、相談窓口に対する指導を充実する。
- イ 交通事故相談所業務の円滑かつ適正な運営を推進するため、関係援護機関、団体等との連絡協力を促進する。
- ウ 相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて相談員の資質の向上を推進する。
- エ 交通事故相談所において各種の広報を行うほか、市の広報誌の積極的な活用等により交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。

## 第2章 鉄道交通の安全

### 第1節 鉄道事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

鉄道の運転事故は減少しているが、列車の高速化、高密度化に伴い、列車衝突、列車脱線等、一度事故が発生した場合、被害が甚大となるおそれがあるとともに、利用者の利便にも重大な支障をもたらすことが予想される。鉄道交通安全に関する知識の普及について強力に推進する。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 鉄道交通の安全な運行の確保

##### (1) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道の運転事故のうち、置石、投石等の鉄道妨害、線路内立入り等の外部要因による事故を防止するためには、鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。ポスターの掲示、チラシ類の配布等による広報活動を行うよう努める。

#### 2 救助・救急体制の整備

鉄軌道の重大事故等の発生に際して、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、鉄軌道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連絡協調体制の強化を推進する。



## 第3章 踏切道における交通の安全

### 第1節 踏切事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

踏切事故は減少しているが、踏切事故の発生を防止するために、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合等、踏切道における交通の安全と円滑化を図るための措置を推進する。

### 第2節 講じようとする施策

#### 1 踏切道の立体交差化及び構造改良の促進

踏切道のうち、遮断時間が長かつ道路交通量が多いもの、主要な道路との交差に係るもの等については、立体交差化することにより踏切道の除去を促進する。

#### 2 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道の統廃合を進めるとともに、これら以外の踏切道についてもその利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を促進する。

#### 3 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通安全と円滑化を図るため、自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタン操作等の緊急措置の周知徹底を図るための広報活動等を推進する。

